

解体工事業施工又は施工予定の皆様へ

平成28年6月1日時点でとび・土工工事業に係る建設業法第3条の許可(以下、「許可」といいます。)を受けて解体工事業に該当する営業を営んでいるものは、引き続き3年間(平成31年5月末まで)解体工事業の許可を受けずに解体工事を施工することが可能とされてきた経過措置は、平成31年5月31日(以下、「経過措置満了日」といいます。)で終了します。

平成31年6月1日以降、解体工事業を施工するには、以下のとおり許可又は建設工事にかかる資材の再資源化等に関する法律第21条の登録(以下、「登録」といいます。)が必要となります。

請負代金500万円以上の工事

(経過措置満了日)

現在

次のいずれかの許可が必要
・解体工事業許可※1
・とび・土工・コンクリート工事業許可

H31.6.1以降

・解体工事業許可
*経過措置満了日までに、解体工事業に係る建設業法第5条の許可申請を行った経過措置とび・土工工事業者は、許可に係る処分がなされるまでの間は施工可能

請負代金500万円未満の工事

次のいずれかの許可等が必要
・解体工事業の登録※2
・とび・土工・コンクリート工事業許可
・解体工事業許可
・土木一式工事業許可
・建築一式工事業許可

次のいずれかの許可等が必要
・解体工事業の登録
・解体工事業許可
・土木一式工事業許可
・建築一式工事業許可
*経過措置満了日までに、解体工事業に係る建設業法第5条の許可申請を行った経過措置とび・土工工事業者は、許可に係る処分がなされるまでの間は施工可能
*経過措置満了日までに、解体工事業に係る建設リサイクル法第21条の登録申請を行った経過措置とび・土工工事業者は、登録に係る処分がなされるまでの間は施工可能

※1 許可：建設業法第3条による許可をいいます。

※2 登録：建設リサイクル法第21条による登録をいいます。

解体工事業の施工にあたって必要となる許可又は登録がない場合、及び許可申請後不許可処分又は登録申請後拒否処分となった場合には、解体工事業の施工はできません。

許可又は登録には、それぞれ標準処理期間がかかりますので、必要な場合にはお早めにご対応ください。